

## 県への要望事項（H23春季）一覧

要 望 事 項	
1	県の官公署と市庁舎等の一体的整備について
2	栃木県環境影響評価条例における廃棄物処理施設の適用条件の撤廃等について
3	浄化槽設置整備事業について
4	エコスラグ(溶融スラグ)利用範囲の拡大について
5	地域医療確保に向けた財政支援について
6	子宮頸がん等ワクチン及び妊婦健康診査に対する助成について
7	重度心身障がい者、ひとり親家庭、妊産婦、こども医療費助成制度の見直しについて
8	農業農村整備事業の推進について
9	米粉の利用推進に向けた補助制度の創設について
10	バス路線維持や利便性向上に向けた支援制度の充実について
11	特別支援教育の充実について
12	中学校における教員免許を有する県採用非常勤教育講師の配置の充実について
13	スクールカウンセラー配置の拡充について
14	学校給食用パンのトランス脂肪酸の低減化について

## 県の官公署と市庁舎等の一体的整備について

各市庁舎は、市民へのきめこまやかなサービスを提供する場であり、地域振興の中核となる施設であるとともに、市民の生命や財産を守り、安全で安心して暮らすことのできる生活環境を保障するための施設でもありますことから、地震等の災害に際しては、建築物の倒壊等の被害から生命、身体及び財産を保護するための機能を有していなければなりません。

しかしながら、現状では、費用対効果の面から、耐震診断さえも実施していないところもあります。

こうした中、老朽化など現状における問題点を認識し、将来を見据えた効率的、かつ、効果的な庁舎整備を検討している市もあります。

そこで、県において、複数存在している官公署を整備する際は、市民の利便性の向上や整備するコストの縮減につながるよう、市庁舎等との一体的整備を検討していただくよう要望いたします。

また、国の官公署につきましても、一体的に整備できるよう、国に対して働きかけていただくよう併せて要望いたします。

## 栃木県環境影響評価条例における廃棄物処理施設の適用条件の撤廃等について

環境影響評価は、環境基本法第20条において環境影響評価の推進として、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、事業実施にあたりあらかじめその事業に係る環境への影響について調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正に配慮することを推進すると示されております。

これに基づき環境影響評価法が制定され、主として大規模な事業を実施する場合の環境影響評価の手続きについて定められております。

栃木県でも環境影響評価条例を制定し、事業規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業を対象として、事前調査だけでなく事業実施後の調査についても定めております。

条例の対象事業には、産業廃棄物処理施設も含まれておりますが、最終処分場については埋立て面積が10ha以上、焼却施設については処理能力が1時間当たり12t以上という条件が付けられております。

環境基本法に示される環境影響評価の本来の目的は、事業の実施による環境への影響を把握し、環境保全に適正に配慮することであり、国が大規模な事業を対象としているのであれば、それを補完するためにも、県条例ではそれ以外の環境に配慮すべき事業も対象とすべきであり、産業廃棄物処理施設の適用条件は環境影響評価の目的に沿ったものとは考えられません。

産業廃棄物安定型最終処分場については、近年の裁判事例で明らかのように、搬入される廃棄物の確認体制の問題から、有害物質が周辺地域に流出する危険性が示されておりますが、これらは規模に係る問題ではなく、最終処分場という施設自体に係る問題であります。

また、焼却施設については、近年ダイオキシン対策などが強化され、ダイオキシン類対策特別措置法では、最も厳しい排出基準の区分を1時間当たり4t以上としておりますが、今なお周辺環境に与える影響は大きなものであります。

県内には、多くの産業廃棄物最終処分場及び中間処理施設が稼動しておりますが、これらは県条例の適用になっていない施設もあり、今後環境への影響が懸念されるところであります。

このような現状を踏まえると、産業廃棄物処理施設が環境に与える影響には適正な配慮が必要であり、環境影響評価の重要性は高いと考えられることから、栃木県環境影響評価条例において規定している廃棄物処理施設の適用条件について、全ての産業廃棄物の最終処分場の適用条件を撤廃するよう、また、焼却施設については、その施設全体の処理能力が、ダイオキシン類対策特別措置法において最も厳しい基準が適用される1時間当たり4t以上の施設を対象としていただくよう要望いたします。

## 浄化槽設置整備事業について

栃木県浄化槽設置整備費補助金交付要領において、下水道の整備が予定されている下水道全体区域内の浄化槽及び地域し尿処理施設等の整備が予定されている地域に設置される浄化槽等は、補助の対象外となっておりますが、例外的に浄化槽設置年度から起算して7年以上下水道の整備が見込まれない場合は、補助の対象となっております。

しかし、これら県費補助の例外措置は、平成23年度から補助対象外となったところであります。

各市町においては、未だ下水道全体計画区域内における下水道整備が進まない地区も多く残る状況にあり、環境汚染等の問題からも下水道全体計画区域内での浄化槽設置が必要不可欠であります。

つきましては、下水道全体計画区域内における浄化槽設置に対する支援策を講じていただくよう要望いたします。



## エコスラグ(溶融スラグ)利用範囲の拡大について

現在、県内では一般廃棄物焼却施設 6 施設において溶融スラグを生成し、「栃木県エコスラグ有効利用促進指針」に基づき有効利用を図っております。

市においては、溶融スラグ利用方針を定め積極的な利用に努めておりますが、現状での利用率は約 50%にとどまっておりますことから、大量のストックを抱えており、このままでは多額の費用を投じ廃棄物として処理せざるを得ない状況にあります。

これまで、県発注の土木工事におきましても利用していただいておりますが、単独工事における加熱アスファルト混合物用骨材としての利用に限られております。

今後も、県内において新焼却施設建設が計画されており、早急にスラグ需要の拡大を図る必要がありますので、県発注の公共工事において、栃木県エコスラグ有効利用促進指針に示されているように、路盤材、コンクリート 2 次製品用骨材等へ利用用途を拡大するとともに、国庫補助事業においても利用できますよう要望いたします。

## 地域医療確保に向けた財政支援について

医療制度改革に伴う医師不足をはじめとした様々な要因で、地域医療体制は崩壊の危機にあります。

市町村としても、市民の安心安全なまちづくりを進めるために、初期救急、二次救急の体制整備に努めておりますが、市町村だけでは講ずる手立てにも限りがあり、対応には限界があります。

二次救急医療の崩壊は、県全体の高度救命を担う三次救急体制に悪影響を与えること、並びに県民が等しく医療の提供を受けることのできる体制づくりが求められていることから、特に、二次救急医療機関の施設整備や、体制の維持に対する財政支援も含めた新たな支援策を講じていただくよう要望いたします。

## 子宮頸がん等予防ワクチン及び妊婦健康診査 に対する助成について

現在、任意予防接種と位置づけられている子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン接種、及び妊婦健康診査については、国において、平成22年度補正予算により、国の臨時特例交付金として、平成23年度まで公費助成がなされたところであります。

次代を担う大切な子どもたちの生命の危険性を少しでも避けられるよう、また、将来を支える子どもたちを出産する母親を支援するためには、国の責任において、必要な措置を講じるべきと考えられます。

子宮頸がん等予防ワクチンについては、平成24年度以降の公費助成及び定期予防接種の位置付けを、妊婦健康診査については、平成24年度以降の公費助成の恒久化を国に対し働きかけるとともに、県においても助成制度を講じていただくよう要望いたします。



## 重度心身障がい者、ひとり親家庭、妊産婦及び こども医療費助成制度の見直しについて

県単独補助事業で実施されている重度心身障がい者（児）、ひとり親家庭、妊産婦に関わる各医療費助成は、現在、償還払い方式により実施されております。

また、こども医療費助成制度は、平成22年4月から小学校6年生まで拡大されましたが、給付方式については、3歳未満までは現物給付により、3歳以上については償還払い方式により実施されております。

県内の各市町においては、住民サービスの一環から、独自に自己負担の助成や現物給付方式を導入したり、こども医療費の助成対象年齢を拡大するなど、各市町によってサービス格差が生じております。

こうした中、近隣県では、煩雑な申請手続きや時間的な負担の軽減がはかれる現物給付方式での助成制度の導入や、こども医療費の助成対象年齢を中学3年生まで拡大するなどしております。

つきましては、本県においても、利用者の利便性の向上及び事務手続きの軽減につながる現物給付化あるいは国庫負担の減額調整を回避する自動償還払い方式の導入や、こども医療費の助成対象年齢の拡大について、早急に検討していただくよう要望いたします。

なお、現物給付に対する国民健康保険の国庫負担金減額措置の廃止について、国への更なる働きかけを継続していただくよう要望いたします。

## 農業農村整備事業の推進について

本県の農業・農村は、担い手の減少や高齢化、土地利用型農業の構造改革、農村資源・環境の維持保全、国際化への対応など、多くの課題がある中で、農業農村整備事業は、これらの課題を視野に入れた展開が求められております。

特に、圃場整備事業につきましては、約 3 割の農振農用地が未整備であり、農地利用集積や経営規模拡大等を通じて担い手の育成に大きく貢献するとともに、耕作放棄地の発生防止に効果的な事業でありますので、積極的な事業の推進を図る必要があります。

また、これまでに整備された膨大な水利施設については、更新時期のピークを迎えようとしており、これら施設の維持保全が課題となってくる状況から、水利施設ストックマネジメント事業等の土地改良施設維持管理事業を計画的に推進しなくてはなりません。

生活排水処理施設などの環境整備につきましても、都市部に比べて大幅に遅れている現状にありますので、計画的かつ着実な整備事業の推進が望まれております。

また、農村地域の貴重な環境・資源を保全するために、地域ぐるみの共同活動により実施しております、農地・水・環境保全向上対策につきましても、平成 23 年度より本格実施されます戸別所得補償制度に併せ、これまでの農業用排水施設の保全管理等の取組みに加え、23 年度より事業の見直しに伴い、共同活動支援に特化されることにより、施設の長寿命化を図り、安定した食料供給に貢献する活動を展開していくものであります。

つきましては、戸別所得補償制度の円滑な推進に資する農地・水・水利施設等の整備保全と農村地域の環境整備を推進するための財源確保及び事業の推進を要望いたします。

## 米粉の利用推進に向けた補助制度の創設について

農林水産省では食料自給力・自給率の向上策として、米粉・飼料用米等新規需要米の利用推進を図っているところであります。

平成22年度から農家の戸別所得補償制度モデル事業や水田利活用自給力向上事業が実施されており、米粉用米の生産については、10アールあたり8万円が交付されます。

こうした中、三重県におきましては、緊急経済雇用対策の一環として、県内産新規需要米の活用に意欲的に取り組む食品関連事業者、及び農業生産関連事業者等が行う基幹施設整備等を支援する制度を創設し、県産の米粉用米を原料として、その特徴を活かした商品開発等に生かすために必要な製粉機機械導入等に必要な経費の助成を行っております。

つきましては、県内産新規需要米の内需拡大とビジネスチャンスの創出を図るうえで、製粉工場の整備や米粉の製粉機機械購入に対する補助制度を創設していただくよう要望いたします。



## バス路線維持や利便性向上に向けた支援制度の 充実について

地域の公共交通は、高齢者や子ども、マイカーを利用できない方々の、通勤・通学、通院、買い物等の日常生活を支える重要な交通手段となっております。

そのため、各市では、鉄道やバス、デマンド型タクシーなどが効率よく連携した公共交通ネットワークの構築を目指し、交通事業者などとともに取り組んでいるところであり、赤字バス路線に対しましても、国や県との協調補助や独自の支援策を講じるなど、バス路線の維持・存続に努めているところではありますが、交通事業者の経営は極めて厳しい状況にあり、行政としても積極的に関与していくことが重要となっております。

このような中、国においては平成23年度から新たに「地域公共交通確保維持改善事業」を創設し、バス交通に関する補助制度の見直しを図り、複数市町村にまたがる系統への支援内容などが明らかになったところではありますが、コミュニティバスやデマンド交通など各自治体における地域内生活交通の多様な取組に対しましても、柔軟に、かつ継続的に支援いただけるよう、引き続き国に働きかけていただきたく要望いたします。

また、国庫補助対象外の系統につきましても、「栃木県生活バス路線維持費補助金」等により、継続的に支援していただきますよう併せて要望いたします。

## 特別支援教育の充実について

現在、特別支援学級に在籍する児童生徒の障がいは、重度・重複化、衝動性、多動性等がみられ、個別の対応が必要な状況ですが、特別支援学級への教員配当基準では、8名の児童生徒に対して担任1名となっており、十分な指導が受けられない状況にあります。また、通常の学級においても、新たに通級指導の対象となった、LD、ADHD、高機能自閉症等の発達障がいのある児童生徒は、その数の多さ（全児童生徒の6%ともいわれております）と障がい種や障がいの程度の多様性のために、それぞれの教育的ニーズに応じた支援を行うことが困難な状況にあります。

県におかれましては、学校支援非常勤講師配置事業として、特別な支援を要する児童生徒の在籍する小中学校に非常勤講師を配置していただいておりますが、児童生徒へのきめ細かな指導には充分ではありません。

発達障がいのある児童生徒の二次障がいとして起きる、不登校、校内暴力、あるいは集団生活への不適應によって起こる学級崩壊の危機などを避けるためにも、特別支援学級担任のほかに、児童生徒の個に応じた状況に対応できる教員の増員が必要不可欠と思われまます。

つきましては、現在の特別支援学級における教職員配当基準の見直しと、特別支援学級担任とは別に、発達障がい児等に対応できる教員の増員を要望いたします。

## 中学校における教員免許を有する県採用非常勤 教育講師の配置の充実について

中学校における音楽、美術や技術・家庭などの授業において、教科免許の資格を有しない教科指導を解消するために、市採用の非常勤教育職員を配置したり、臨時免許状を取得するなどして教科指導を行っているところでもあります。

これら市採用非常勤職員においても、教科担当として週 20 時間程度の授業を行い、この他に学習プリントや問題の作成、成績処理評価などの業務をこなしており、大きな負担となっているのが現状であります。

つきましては、市採用非常勤教育職員による指導や臨時免許状取得による指導を解消するために、免許を有する県採用非常勤講師の配置を充実していただくよう要望いたします。

## スクールカウンセラー配置の拡充について

学級数が多い学校では、県費負担のカウンセラーが配置されて週 1 回勤務し、生徒のカウンセリングをはじめ、教職員や保護者への指導・助言、カウンセリング等に関する情報収集や情報の提供がなされ、学校におけるカウンセリング機能が強化されております。

また、学級数が少ない中学校においては、市採用のスクールカウンセラーを週 1 回配置して多様な相談に対応しているところであります。

つきましては、学級数の多少にかかわらず、すべての中学校へ県費負担のカウンセラーを配置していただくとともに、学区内の小学校へも対応していくため、児童生徒数に応じたスクールカウンセラーの各中学校への配置日数について拡充していただくよう要望いたします。



## 学校給食用パンのトランス脂肪酸の低減化について

トランス脂肪酸を日常的にとりすぎた場合には、心臓病のリスクを高め生活習慣病になる可能性が高いと言われており、トランス脂肪酸を摂る量が多く、生活習慣病が社会問題化している国では使用を規制しているところもあります。

給食では学校給食食事摂取基準に基づき、トランス脂肪酸を含めた脂質全般の摂取について配慮しながら実施しているところですが、給食用パンには県内統一でパンの配合比率が決められており、トランス脂肪酸を含有するショートニングやマーガリンが使用されております。

トランス脂肪酸の摂取が少ない日本では健康への影響は少ないといわれておりますが、生活習慣病予防の視点から児童生徒の健康を考え、給食用パンに使用しているショートニングやマーガリンを低トランス脂肪酸のものにするよう関係団体等へ働きかけていただくよう要望いたします。